

国から都道府県への協議に関する意見

都道府県名：香川県

1. 特別地域連携プログラムに関する意見

- シーリングの上乗せとしてではなく、現行のシーリングの中で実施すること。

2. 子育て支援加算に関する意見

- シーリングの上乗せとしてではなく、現行のシーリングの中で実施すること。

3. その他の意見

- 本県協議会委員の意見を踏まえ、別紙のとおり意見を提出します。

個別のプログラムに関する意見

都道府県名： 香川県
基幹施設名： _____
診療科領域名： _____
プログラム名： _____

1. プログラムの連携施設及びローテーションの設定に関する意見

- 本県の専門研修プログラムの特徴として、岡山大学や徳島大学と連携しているプログラムが多いため、本県で専門研修を受けた専攻医が県内に残らず、岡山大学や徳島大学に流出しているケースが多いことから、県内のプログラムに参加した専攻医がそのまま県内に残ることを前提としている現行のシーリング制度は、本県の実情には合わない。
- 全国一律の算出式により機械的にシーリングを設定するのではなく、各地域の実情に応じた柔軟に運用できるように検討すること。なお、各診療科学会における地域ごとの認定専門医数等の情報についても加味すること。

2. プログラムの採用人数に関する意見

- 上記1. の意見と同じ

3. プログラムの廃止に関する意見（該当する場合のみ）

- 意見なし

4. 地域枠医師等への配慮に関する意見

- 意見なし

5. その他の意見

- 意見なし

各診療領域のプログラムに共通する意見

都道府県名： 香川県

診療科領域名： _____

1. 複数の基幹施設設置に関する意見（小児科、精神科、外科、産婦人科、麻酔科及び救急科のみ）

意見なし

2. 診療科別の定員配置に関する意見

- 本県のキャリア形成プログラムにおいて、地域枠医師の推奨診療科の1つとして定めている小児科は、令和3年度専門研修プログラムに関するシーリングの見直し（過去3年の専攻医採用数の平均が5人以下の診療科はシーリング対象外とする）により、令和5年度は引き続き、シーリング対象外とされている。
- しかし、今後、小児科の専攻医採用数が伸びた場合、再びシーリングの対象となる可能性があり、そうなった場合、推奨診療科であるにもかかわらずシーリング対象とされていることについて、地域枠医師をはじめ関係者に混乱が生じるおそれがある。
- ついては、都道府県が当該地域に必要と考え、地域枠医師の選択すべき診療科として設定している領域については、地域の事情を十分斟酌し、シーリングの対象外として見直しされたい。

3. その他の意見

意見なし

香川県提出意見 (案)

令和 5 年度の専攻医募集に係る専門研修プログラムに関しまして、下記の香川県地域医療対策協議会委員からの意見等を踏まえ、シーリングの根拠となっている必要医師数の計算方法について、都道府県においてその正当性を検証・議論できるように、詳細な算出過程や基礎データをすべて開示するよう要望します。

① 本県におけるシーリングについて

- ・ 本県では、これまで小児科と整形外科がシーリングの対象とされていたが、令和 5 年度においては、令和 3 年度プログラムからの見直し（過去 3 年の専攻医採用数の平均が 5 人以下の診療科はシーリング対象外とする）により、シーリングの対象から外されることとなった。
- ・ しかしながら、今後、これらの診療科の専攻医採用数が伸びた場合、再びシーリング対象となる可能性があり、これは、専攻医確保に向けた努力が、将来的に自県の医療提供体制を窮地に追い込むことに繋がるとも言えることから、若手医師不足を課題としている本県にとって、上記の見直しは根本的な解決とはいえない。

② シーリングの根拠となる「必要医師数」について

- ・ そもそも本県の小児科、整形外科がシーリングの対象とされている理由について、一般社団法人 日本専門医機構（以下、「機構」という）は、医師・歯科医師・薬剤師調査による各都道府県の診療科別医師数が、別途複雑な計算により算出される「必要医師数」を上回っていることによると説明している。
- ・ しかし、この「必要医師数」について、機構は、ポンチ絵などで簡単な計算方法や出典を示す程度の説明に留まっており、詳細な算出過程や基礎データを開示していないため、都道府県において、必要医師数の正当性について検証・議論できず、具体的な改善案を示すことができない状況である。

③ 医師法第 16 条の 10 の規定との整合性について

- ・ 専門医養成定員のシーリングの設定は、医師法第 16 条の 10 に定める「医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合」に該当するため、今回のように厚生労働省を通じて都道府県宛に意見照会をいただいているが、そもそものシーリングの根拠となる「必要医師数」の詳細な算出過程や基礎データについて説明がないまま、都道府県から意見聴取を行うのは、情報提供が不十分であり、同規定に違反しているのではないかと。
- ・ 医師法第 16 条の 10 の規定を尊重し、「必要医師数」について都道府県において十分な検証・議論が可能となるように、詳細な算出過程や基礎データをすべて開示し、都道府県への説明会等を行うことを強く要望する。